

# てらどまり 広報

1982  
2/10  
No.91

例年になく穏やかな出初式  
ことしも火災〇へむけて

力強く放水演習を披露

〈人口の動き〉 昭和57年2月1日現在 人口13,522 (男 6,553 女 6,969) 3,078世帯  
( ) 内は前月比 (-7) (±0) (-7) (-3)

新潟県三島郡寺泊町役場発行 電話(025875)3111 総務課編集

## 老人健康診査のお知らせ

おとしよりの皆さん方から、毎日を明るく健康で過ごしていただくために、今年も老人健康診査を実施いたします。  
現在お医者さんにかかっておられる方も、ぜひ指定された医院で受診してください。  
なお、受診されますと、各自の健康状態についていろいろと指導がありますからぜひご利用ください。  
対象者 大正六年三月三十一日以前に生れた方  
期間 昭和五十七年一月二十日から三月二十日まで  
受診医院 石塚医院 湧井医院 高橋医院 診療所  
診査料 無料

切符は地元の大河津駅で  
お買い求めください  
地元の大河津駅が活気のある駅になるためには、皆様のご協力が必要であります。  
次のような場合も、ぜひ大河津駅をご利用ください。  
○旅行に出かけるときや、長距離列車を利用するとき。  
○通勤、通学の定期券を購入するとき。  
○指定券は乗車日の一ヶ月前から受付けています。電話による申込みもできます。

## 新潟県史刊行の御案内

— たいま予約受付中 —  
新潟県が「立県百年」の記念事業として、編さんを進めている「新潟県史」五巻が、三月末に刊行されます。  
刊行される五冊は、貴重な未公開史料を多数収録しており、新潟県の歴史を知るうえで不可欠の資料集です。昨年度までに刊行された六冊もたいへん好評で、県内外の方々から愛読されています。  
この機会に、多くの皆様の購読をおすすめします。

◆今回刊行する巻の内容  
○資料編3 中世一 文書編I四、八五〇円  
○資料編15 近代三 政治編I四、八五〇円  
○資料編17 近代五 産業経済編I統計I四、六五〇円  
○資料編20 現代一 政治経済編 四、六五〇円  
○資料編22 民俗・文化財一 民俗編I四、九五〇円  
◆申込先 〒951 新潟市学校町通一番町 新潟県総務部県史編さん室 電話 新潟二二一五五一  
◆申込方法 はがきに住所、氏名、購入巻名、冊数、公・私用の別などを記し、お申込みください。

## 人名漢字が54字増えました

生まれてきた子への最初のプレゼント、それは、名前を付けてあげることです。  
わたしたちは「名が体を表す」ように願いを込めて、子への深い愛情と夢をその名前に託します。  
ところで、この名前に使える漢字が、昨年の十月一日から増えたのを存じでしょうか。  
この中で、新しく人名用漢字別表に仲間入りしたのは「起」、「莱」、「遼」などの五十四字であります。今まで認められなかった「起夫」

## 納税者の皆様へお知らせ

— 申告期限は3月15日までです —

個人住民税または、所得税の確定申告をしなければならぬ方は、3月15日が申告期限ですので、それまでにお忘れなく申告してください。

- 住民税申告相談  
・寺泊町役場会場 2月24日から26日まで  
3月3日から5日まで  
・大河津支所会場 3月8日から12日まで

○営産業の白色申告者の所得税及び土地建物等の譲渡所得税の申告相談は、次の日程で行われます。

- ・寺泊町役場会場 3月1日、2日  
また3月4日、5日は商工会で無料納税相談が行われますのでご利用ください。

## ≡人名用に新採用された54字≡

伍 伶 侑 堯 孟 峻 嵩 嶺 巴  
彬 惇 惟 慧 斐 旦 昂 李 栗  
楓 槿 汐 洵 洸 渥 瑛 瑤 璃  
甫 皓 眸 矩 碧 笹 緋 翔 脩  
苑 茉莉 萌 萩 蓉 落 虹 諒  
赴 迪 遥 遼 霞 頌 駿 鳩 鷹

や「遼太郎」などの名前も「OK」となりました。  
名前は「もう一つの顔」として  
一生ついてまわるものです。それぞれの思いをこめて、ステキな名前を考えてあげてください。

還付のための確定申告は二月十六日より前でも受け付けます  
確定申告をすると税金が戻る場合があるのを存じですか。確定申告の期間は、二月十六日から三月十五日までです。しかし税金の還付を受けるための確定申告は、二月十六日より前でも受け付けていますので、申告で混雑する時をさけて早めに手続きをしてください。「雑損控除」や「医療費控除」の所得控除、「住宅取得控除」の税額控除などがあり、申告により還付が受けられますので、お気軽に税務署か町税務課にお問い合わせください。



雪もなく軽快に走り初め

# 元旦かけあし大会で 一九八二年へダッシュ!!

- ◆.....第五回を迎えた恒例の元旦かけ.....◆
- ◆.....あし大会は、三百名の町民が参加.....◆
- ◆.....し、新春の喜びをかわしながら.....◆
- ◆.....元気に走り初めをしました.....◆



ゴールまであとわずか  
お父さんガンバレ

すがすがしい元旦の朝を迎え、いきいきとした顔で「おめでとうございませう。」とお互

大人は御神酒の樽酒で、子ども達にはミカンを手にお互いの健康を喜びあい、イヌ年に向かって力強いスタートを切りました。

いに新年のあいさつをかわしながら、家族ぐるみ、地域ぐるみで三三五五と町体育館前に集まってきました。参加者は、無病息災のお祓いを受け、中島町長の「今年も健康でガンバロー.....」のあいさつの後スタートの号砲を合図に、一斉に走り出しました。コースは三・五キロと二キロに分かれており、自分の体力に合わせて思い思いのコースにいどみました。小さな子どもに引かれるように走る親もあり、途中で知人と合って年賀を交わす光景もあり、なごやかに全員が完走しました。さわやかな汗をぬぐいながら、



元気に体育館前を一斉にスタート

## 福寿草



福寿草は春をよぶ花として、鉢植えにされ広く愛されています。皆さんの家庭でもいまごろは、花の盛りを楽しんでおられることと思います。この花はわが国のほか朝鮮などの温帯に分布し、わが国にはただ一種自生しています。根茎は短く地下茎から多数の丈夫なひげ根を出し、茎は高さ20cm位となりよく分枝します。葉は互生し3回羽状複葉となっており、花は黄色で3〜4月頃開花します。株の培養は畑で行い、強い日光をさらうので半日陰となるようにします。腐植に富む軽い土を好み、排水をよくすることが大切です。増殖は根を切断して陰芽を伸ばすようにします。鉢植えには腐葉、砂、じょう土を6対3対2の割合に混ぜた土を用います。冷床内におくと開花が早くなります。開花後は日陰に移植して管理します。

# 待望の水道第4次拡張計画まとまる

## 信濃川本流から取水可能に

本町の水道は、昭和三十四年に大字寺泊地区(約四千人を対象)に給水を開始して以来二十二年を経過しており、その間三次にわたる拡張工事を行い、現在では一日六千五百立方メートルの水を供給しています。

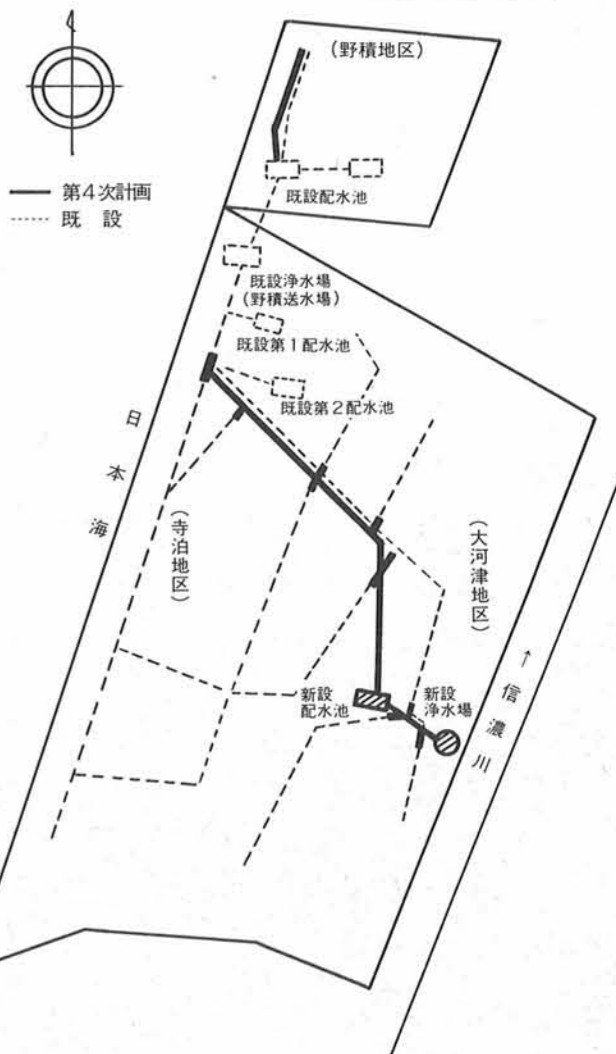
最近、生活水準の向上と社会開発の進展にともない水の需要がいちじるしく増大しており、昨年の夏季シーズンには、一日の最大給水量が、施設能力をはるかにうまわり完全給水に支障をきたしています。さらに、夏の渇水期になると大津分水路の可動堰が閉じてしまい、プランクトン発生によるカビ臭が生じ、活性炭などを使って脱臭除去を行っていますが、完全脱臭は困難でみなさんからカビ臭について不満が続出しています。

町では、このような状況を改善し、今後ますます増大する水の需要に対処するため、議会の水道対策特別委員会ともども、数年来調査研究をしてきましたが、ようやく、信濃川本流からの取水が可能になり、第四次拡張事業を計画することになりました。

## 良質な水の安定供給のためにご協力を

なお、この第四次拡張事業の改良による新しい施設が完成するまでの間、水道料金につきましては、現在の取水塔などの施設が相当老朽しているため修繕を行い維持していかなければなりませんので、本年は基本料金を幾分アップさせていただきました。改良事業完成による通水時には、近隣町村の実態も充分調査研究させていただいたうえで、新料金に改定させていただきます。良質な水の安定供給を行うために、みなさんの特段のご理解とご協力をお願いいたします。

## 水道第4次拡張事業計画表



## 六十年度に 新浄水場より給水

事業の概要は別表のとおりですが、水道専門の設計コンサルタントの基本調査も終り、長期展望にもとづく計画を作成中で、近く改良事業の承認申請等の諸手続に入るはこびです。計画では北部土地改良区が建設中の揚水機場から併用で取水することの協議が成り、その近くの町軽井地内に新浄水場を建設し、さらに近くの山の台(標高五十メートル位)に三千立方メートルの配水池を造り、そこから本管を旧越後交通路線内を通し、海岸地域に送水する見込みで、この本管に既設配水管を接続する

## 事業概要

工 期	昭和58年度より3ヶ年継続の予定 (昭和60年度給水開始予定)
純工事費	18億8千万円位の見込
新 設 施	浄水場(沈でん池・ろ過室・ポンプ室・管理本館等) 配水池 3,000m <sup>3</sup> 1池 配水管 口径450mm 9,000m 口径150mm 3,200m
目標給水能力	給水人口 16,000人 施設能力 1日最大給水量 11,200m <sup>3</sup> 1日平均給水量 6,400m <sup>3</sup> 1人1日最大給水量 704ℓ 1人1日平均給水量 401ℓ

ので全町にわたり円滑に給水ができることとなります。この大事業は、全町のみならずからのご理解とご協力をいただくねばなりませんので、さらに慎重に調査と研究をなし、また、協議もかさねてゆきたいので、何卒よろしくご願ひ申し上げます。

### 防火管理者資格取得の講習会を開催

消防法で、一定規模以上の収容能力のある施設には、防火の管理や火災が起きた場合に安全確保の計画などを行うため、防火管理者をおこななければならないことになっています。この機会に受講して、防火管理者の資格を取得してください。

- 場所 寺泊町農業研修所
  - 月日 3月6日(土)～7日(日)
  - 受付 午前8時30分～50分
  - 申込方法 タテ5cmヨコ3.5cmの上半身が写っている写真を1枚持参のうえ消防本部へ直接申込んでください(受講票を交付いたします)
  - 申込期限 2月25日(木)
  - 講習時間 午前9時～午後5時
  - 受講料 無料(但しテキスト代金として2千円当日納入願います)
- ※詳細につきましては、消防本部へお問い合わせください。(TEL 寺泊局 2476)

### 二十歳と選挙権

二十歳になれば選挙権が与えられます。わたしたちは、選挙権を行使することによって、国の政治をはじめ都道府県や市町村の政治にも参加することになります。しかし、実際に投票できるようになるには、「選挙人名簿」に登録されていなければなりません。市町村の選挙管理委員会は、その市町村に住所があり、かつ、三か月以上住民基本台帳に登録されている者の中から、満二十歳以上になった者を毎年九月に選挙人名簿に登録することになっています。一度選挙人名簿に登録されると住所を移転したり、死亡しない限り永久に登録されます。



引越など住所を変えた場合には、必ず住民票の異動届出をしてください。そのまましておくと、選挙人名簿に登録されず、選挙権の行使ができなくなってしまいます。せっかく「投票権」を得ても、投票しなければ宝のもちぐされになります。選挙では立候補者をよく知り、自分の代弁者としてふさわしい人を選びましょう。

### ごぞんじですか 検察審査会制度

「窃盗、詐欺、暴力、交通事故、その他の犯罪で被害を受けた人で告訴しても、検察官がその事件を裁判にかけてくれない(これを「不起訴処分」といいます。)ために犯人が処罰されず、どうも納得がゆかない。」こんな不満のある人のために検察審査会制度があります。検察審査会は、全国の地方裁判所と、主な地方裁判所の支部の所在地二百七箇所に置かれ、その地

域内の市町村の選挙人名簿から、くじで選ばれた十一人の審査員が民間人を代表し、検察官がした不起訴処分が正しく行われているかどうかを審査するのを主な仕事としてしています。この審査会で審査した結果、当初の不起訴処分がくつがえされ、改めて起訴された例は少なくありません。あなたが検察審査員に選ばれたときは、検察審査会の役割を理解され、進んでこの務めを果たされるようお願いいたします。



- ### 猟銃・残火薬類は 適正な 保管で事故防止を
- 今年この期間中に、猟銃による事故が多く発生しております。与板警察署管内でも箇先の不確認により、主婦が負傷する事故が起っています。楽しい狩猟も取り扱いを誤ると人の生命を脅かす結果にもなりかねませんので充分注意してください。
- 昭和五十五年中に全国で盗難にあった猟銃は四十四丁にのぼっています。この被害の半数が保管の不適切からです。
- ガンロッカーに無施錠保管したもの…三丁
  - 自動車の座席やトランクに置いたまま…五丁
  - 自宅家屋内の放置…六丁
  - その他の場所に放置…七丁
- 銃砲は適正に保管してください
- 銃とタマは別個に保管しカギをかけてください。
  - 残火薬などは保管委託で安心できます。
- 銃砲や火薬類は、盗難にあわないうよう、又は不正流出のスキを与えないようにしましょう。

# 新鋭消防自動車で消防力アップ

## 損害保険協会より寄贈される

昨年の十一月二十六日、日本損害保険協会より、新鋭消防自動車一台の寄贈を受けました。これは、損害保険業界が、日本損害保険協会をとおして各種の防災事業を行ってきており、特に火災予防のために全国各地自治体の消防力強化に寄贈されているもので、本年は多くの市町村より寄贈の働きかけにより寄贈されたものであります。このポンプ車は、毎分二千八百リットル以上の放水ができるほか空気泡原液百リットル、粉末消火器三個を備え、特に油火災などの初期消火に威力を発揮します。受納式で中島町長は「損害保険協会に感謝するとともに、万一の場合に備えて大切に使用させていただきます。」とお礼の言葉をのべられました。



消防自動車の受納式



威力を誇る新鋭消防自動車

### 交通事故のご相談は お気軽にどうぞ 無料でご相談に応じております

午前9時半～午後4時半(平日)  
土曜日は正午まで  
●専門の相談員が親身になってご相談に応じます。  
●弁護士相談日：毎週水曜日午後1時～4時

### 社団法人日本損害保険協会 新潟自動車保険請求 相談センター

新潟市本町通七番町1082 興亜火災新潟支店ビル5階  
新潟調査事務所内  
☎0252-25-1851(直通) 0252-25-2225  
新潟通り本町角

### 冬の火災予防 ストープの取り扱いに注意

冬は暖房器具など火を使う機会が多くなり、それだけに火災の発生も多くなりがちです。ストーブの上に洗濯物を干したり、火をつけたままの給油や移動などはもつとも危険です。ちょっとした不注意で火災の発生につながりますので、暖房器具の取り扱いには充分注意してください。

置指導などを行っていますが、回を重ねるにしたがって皆さんの認識も高まり、危険箇所の改善も進んでおります。その成果が表われ、住宅火災は昭和五十五年春以来一年九ヶ月発生しておりません。この無火災記録を伸ばすために、皆さんの一層のご注意とご協力をお願いします。



# あなたにもケンが

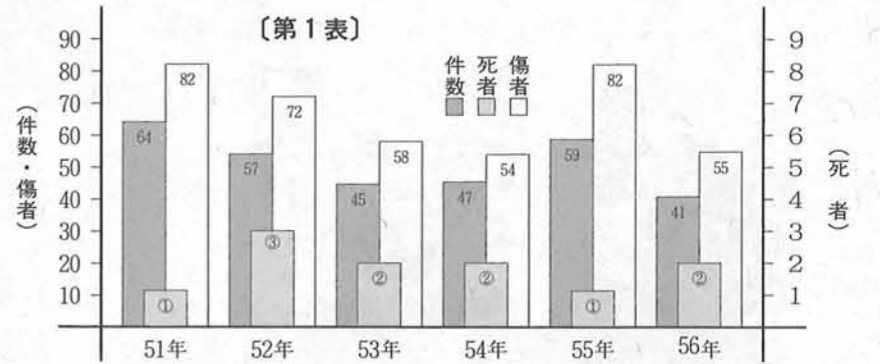
## 死者1名増、件数は減少 56年の交通事故発生状況

昭和五十六年中に寺泊町管内で発生した交通事故の概要は次のとおりです。

発生状況は、第一表のとおり昭和四十八年以来減少傾向にありましたが、昭和五十五年にまた増加しました。

昭和五十六年は件数四十一件（前年対比三十・五%減）傷者五十五人（前年対比三十二・九%減）と減少しました。しかし残念ながら死者が一名増え二名となったことは重大なことです。

今後、更に自動車の保有が増えるにつれ再び交通事故の増加が予想されますので、町民一人一人が交通安全について再認識し、寺泊町から悲惨な交通事故を無くするよう努力いたしましょう。



### 若者による事故急増 歩行者も注意を

第一当事者原因別発生状況は第四表のとおりで、わきみ、前方不注意などによるものが依然として多く、ちよっとした気のゆるみが重大事故につながっています。

なお、運転者側だけが第一当事者ではなく、歩行者による飛び出しが事故原因となったものが四件あります。運転する人も道を歩く人もお互いに気をつけなければ交通事故を防ぐことはできません。

また、交通三悪（飲酒・速度違反・一時不停止）によるものが七件もあり、これらは十代〜二十代の若者に多く重大事故となるケースがほとんどです。それに高齢者や幼児及び自転車利用者などによる事故が十二件にもなっています。

これら老人・幼児の交通事故や若者の無謀運転などは、家庭における日頃の注意、指導が大切ですので、みんなで努力してください。

### 家族そろって 加入しましょう！

一日一円交通災害共済  
五十七年度会員募集

「一日一円の安い掛金」で皆さんにおなじみの交通災害共済の会員資格が、三月末日をもって満了になりますので、あらためて昭和五十七年度の会員募集が行われます。

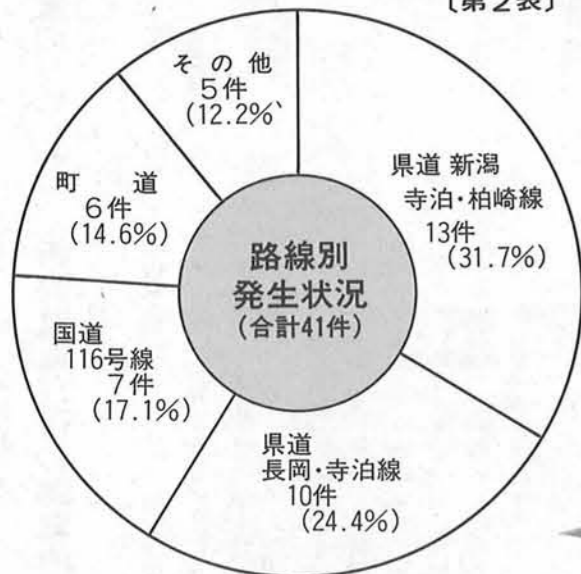
だれも交通事故を起したり、交通事故にあたりたくはありません。しかし、万一に備えておくにこしたことはありません。

昨年寺泊町で発生した交通事故は四十一件にのぼっています。今まで加入していた人は更新の手続きを忘れずに、また、未加入だった人はこの機会にぜひ家族全員で加入しましょう。

◎会費：一人年額三五〇円  
◎申込方法：囑託員さんを通じて加入申込書をお配りしますので、必要事項を記載の上、会費を添えて申込んでください。  
◎共済期間：四月一日から翌年三月三十一日までです。  
◎昨年の寺泊町の加入率は六十六パーセント（全県の加入率六十八パーセント）で八千九百九名の方々が加入され、死亡事故を含め十一名の方に百四十二万円の見舞金が支払われました。

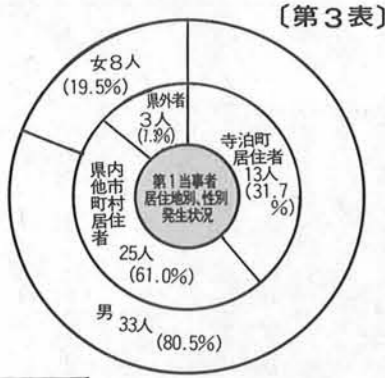
### 主要幹線に事故多発

路線別発生状況を見てみますと第二表のとおり、本町を横・縦断する県道新潟―寺泊―柏崎線、県道長岡―寺泊線の二路線において、二十三件（五十六%）の事故が発生しております。これについて国道116号線の七件となっており、これら主要幹線は隣接市町村とを結ぶ生活道路であるため交通量も多く、また、住宅密集地に沿っているため、いろいろな要因が重なって事故が多発しているものだと思います。

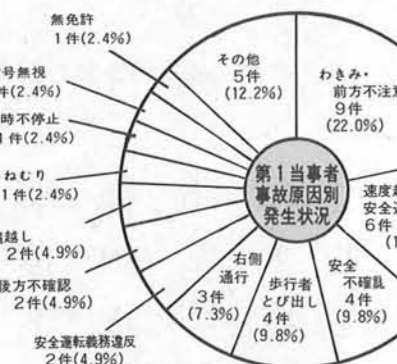


### 町外者による 事故発生が70%

事故原因となった第一当事者を居住地別に見ますと、第三表のとおり町外居住者が二十八人で、昨年より二人減となっていますが、総件数に占める割合が約七割（六十八・三%）で大巾に増えており、町内居住者によるものは十三人（三十一・七%）で昨年より十六人減となっております。



### 【第4表】



**飲みません 飲ませません**  
みんなの願い交通安全  
（わが町から飲酒運転を追放しましょう）

### 交通事故 死亡者急増！

#### 交通事故警報制度新設

新潟県では、増加が続いている交通事故を抑止するために、昨年十一月一日から「交通事故警報制度」が設けられました。

この制度は、死亡事故や重大事故が集中的に発生したり、引き続き多発する恐れがあるときに発令され、七十二時間（三日間）全県または区域を指定して交通事故防止を呼びかけるもので、警察署や市町村役場、ガソリンスタンドなどに「交通事故警報発令中」の垂れ幕を掲げ安全意識と注意を呼びかけるとともに、街頭指導や取り締りを強化して交通事故の抑止を図るものです。

十一月五日にさっそく第一号が発令されましたが、その後も重大事故が続発し、十一月二十日には第二号が発令されております。

昨年の県内における交通事故は発生件数が減ったにもかかわらず、死亡者は二百二十八人となり、年間抑止目標であった二百人を大巾に超え最悪の事態となりました。

運転者はもちろんのこと、歩行者も充分注意して交通事故を起さないように、またあわなないようにしましょう。